

別添 1

一般国道 16 号（八王子バイパス）に関する協定

一般国道１６号（八王子バイパス）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「一般国道１６号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙２を次のとおり改める。

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	11百万円
H 1 9	53百万円
H 2 0	8百万円
H 2 1	132百万円
H 2 2	43百万円
H 2 3	35百万円
H 2 4	32百万円
H 2 5	9百万円
H 2 6	110百万円
H 2 7	32百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値、平成25年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 3 を次のとおり改める。

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	21百万円
---------	-------

別紙 4 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(2,737百万円) 2,737百万円	(1,166百万円) 990百万円	(1,385百万円) 1,385百万円	(873百万円) 778百万円	(512百万円) 607百万円
H 1 9	(2,745百万円) 2,754百万円	(1,217百万円) 1,037百万円	(1,445百万円) 1,450百万円	(911百万円) 815百万円	(534百万円) 635百万円
H 2 0	(2,709百万円) 2,657百万円	(1,202百万円) 1,001百万円	(1,427百万円) 1,400百万円	(900百万円) 787百万円	(527百万円) 613百万円
H 2 1	(1,819百万円) 1,745百万円	(804百万円) 654百万円	(955百万円) 915百万円	(602百万円) 514百万円	(353百万円) 401百万円
H 2 2	(2,437百万円) 2,437百万円	(1,087百万円) 920百万円	(1,291百万円) 1,287百万円	(814百万円) 723百万円	(477百万円) 564百万円
H 2 3	(2,163百万円) 1,821百万円	(815百万円) 683百万円	(1,139百万円) 955百万円	(640百万円) 537百万円	(499百万円) 418百万円
H 2 4	(1,846百万円) 1,779百万円	(690百万円) 664百万円	(964百万円) 928百万円	(542百万円) 522百万円	(422百万円) 406百万円
H 2 5	(1,798百万円) 1,779百万円	(671百万円) 712百万円	(939百万円) 995百万円	(528百万円) 559百万円	(411百万円) 436百万円
H 2 6	1,676百万円	603百万円	843百万円	474百万円	369百万円
H 2 7	630百万円	230百万円	322百万円	181百万円	141百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(3, 251百万円) 3, 265百万円
H 1 9	(3, 235百万円) 3, 276百万円
H 2 0	(3, 197百万円) 3, 113百万円
H 2 1	(2, 333百万円) 2, 236百万円
H 2 2	(2, 925百万円) 2, 902百万円
H 2 3	(2, 637百万円) 2, 268百万円
H 2 4	(2, 255百万円) 2, 165百万円
H 2 5	(2, 207百万円) 2, 166百万円
H 2 6	2, 097百万円
H 2 7	1, 116百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙6を次のとおり改め、平成26年4月1日から適用する。

(協定第 1 1 条関連)
(機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

普通車	大型車	特大車	軽車両等
250.000	400.000	895.239	30.000

（注）上記の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

②消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

①に定める方法により算出した額と、平成26年3月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額10円ごとに1ポイントの中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1, 000ポイント	500円分
3, 000ポイント	2, 500円分
5, 000ポイント	5, 000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、本協定第8条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(二) 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

② ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

高速自動車国道第一東海自動車道と本道路を、高速自動車国道第一東海自動車道の海老名インターチェンジ（ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）の圏央厚木インターチェンジ又は相模原インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）、厚木インターチェンジ又は横浜町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
首都圏中央連絡自動車道と本道路を、首都圏中央連絡自動車道の圏央厚木インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の相模原インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）または相模原インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の高尾山インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と本道路を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と本道路を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$100 - W \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

⑤平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用する自動車のうち、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間

又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出する。

なお、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

１００－Ｗ（単位：パーセント）

（注）上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合は５０。

ハ その他

本割引は、中日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑥休日割引

イ 割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成２６年４月２８日に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ 割引率

割引率は３０パーセント（平成２６年４月１日から平成２６年６月３０日までの割引率は５０パーセント）とする。

なお、本割引適用後の料金の額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

⑦障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定め

る障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は５０パーセント以下とする。

⑧割引相互間の適用関係

イ ①から③、⑥及び⑦に定める割引相互間の重複適用関係は別添２のとおりとする。

ロ 別添２において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ④と①から③まで、⑥又は⑦の割引相互間における重複適用関係

（イ）④と①又②は、重複して各々の割引を適用する。

（ロ）④と③、⑥又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ニ ⑤と③又は⑥の割引相互間における重複適用関係

⑤と③又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤は適用しないものとする。

⑨企画割引

本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（３）有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年10月30日までとする。

別添 1

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）
軽車両等	タ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	レ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ソ 自転車	道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

別添 2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ				
前納	×	前納			
深夜	○	○	深夜		
休日	○	○	×	休日	
障割	○	○	×	×	障割

(注)「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「休日」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引又は障害者割引
2	マイレージ割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長

金 子 剛 一